日本衛生学会の会員 E-mail リストの運用について(内規)

1. 目的と内容

日本衛生学会の活動について、時宜を逸することなくすみやかに連絡を行うことが学会活動を活性化し、あるいは円滑に進めていくために必要な場合も想定される。そのため、必要に応じて、e-mailによる連絡を行うこととする。対象は、会員名簿の連絡先に e-mail 登録をしている方々とする。なお、運用に際しては、必要に応じて学会誌、HP などによる連絡を行うなど、e-mail 登録をしていない方々に不利益とならないよう配慮する。

2. e-mail リストの使用の制限

e-mail リストを用いた連絡は、日本衛生学会の活動に関わる主要な事項で、かつ、すみやかに行うことが学会活動、あるいは会員全体にとって必要な事項に限る。

3. リストの作成、管理

会員名簿から e-mail のリスト作成と管理は、学会事務局が行う。幹事長は、この e-mail リストを用いた連絡事務の実務を、事務支局(中西印刷)及び編集事務局に任せることができる。事務局、事務支局及び編集事務局は、この e-mail リストを、複写、転送などにより第3者に提供してはならない。

4. e-mail による連絡実務

e-mail による連絡を希望する会員は、幹事長にその内容をあらかじめ、届け出で許可を得なければならない。e-mail には、発信者名と問い合わせ先を明記しなくてはならない。

許可が得られた e-mail は、事務局、事務支局、編集事務局のいずれかが発信作業を行う。

e-mailには、添付書類は付けないこととする。

送付の際のアドレスは、BCC を用いることとする。

5. 内規の有効期間

幹事会において承認を受けた日から、発効する。

発効: 2003年10月21日

(以上)